

監査役を設置している株式会社様へ

宮崎地方法務局

平成27年5月1日施行の改正会社法等により、下記1に該当する株式会社は、「監査役^①の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」旨の登記を申請していただく必要があります。

1 対象となる会社

①平成18年4月30日以前に設立された会社の場合

資本金の額が1億円以下でかつ株式の全部について譲渡制限がある会社のうち、平成18年5月1日以降に監査役^①の監査の範囲について、定款の変更を行っていない会社

②平成18年5月1日以降に設立された会社の場合

株式の全部について譲渡制限がある会社(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)で、定款に、監査役^①の監査の範囲について、「監査役^①の監査の範囲を会計に関するものに限定する」旨の定めがある会社

2 申請期限

平成27年5月1日以降、最初に監査役^①が就任し、又は退任するまでの間

3 申請方法

以下の書式を参考に、監査役^①の監査の範囲に関する登記の申請を行うか、各種登記の申請(役員の変更、本店の変更等)を行う際に追加して申請することも可能です。

※ 申請書書式(Word形式) 記載例(PDF形式)

4 添付書類

- ・ 上記1①の会社……代表者が作成した証明書(別紙を参照)
- ・ 上記1②の会社……「監査役^①の監査の範囲を会計に関するものに限定する」旨の記載がある定款又は定款を変更した際の株主総会議事録

別 紙

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあることを証する書面

当社は、平成18年5月1日当時、現に資本の額が1億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円未満である株式会社であったことから、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされており、その後現在に至るまで当該定款の定めの設定又は廃止に係る株主総会の決議をしておらず、当該みなされた事項を定款に反映していないため、定款又は株主総会の議事録を添付することができませんが、当社は当該定款の定めがあるとみなされた株式会社であることを証明します。

平成 年 月 日

本 店

商 号

代表者の資格・氏名

⑩

(登記所への届出印)

※ この書面は、平成18年4月30日以前に設立された株式会社（監査役設置）のうち、資本金の額が1億円以下で、かつ株式の全部について譲渡制限があり、平成18年5月1日以降に定款の変更を行っていない株式会社を対象とするものです。